

関東弁護士会連合会  
研修会

2022/8/19



## 豪雨災害発生時における支援活動

～ 水災関連の法律問題を踏まえて ～

日弁連災害復興支援委員会 副委員長  
広島県災害復興支援士業連絡会 前会長

弁護士 今田健太郎

# 災害時、弁護士に期待される役割

- 弁護士法 基本的人権の擁護と、社会正義の実現
- 人命、財産権などが侵害されている場面であり、対国家ではないけれども、弁護士が擁護者となるべき。 ⇒ 立法化や運用改善についてのロビー活動。
- 弁護士法による排他的独占的権利：弁護士の職責。
- 「弁護士」に対する信頼感に応える：行政、福祉、メディア、被災者の方々
- 災害関連法令、民法、労働法、土地収用法など、あらゆる法律が基礎となる。
- 訴訟という最終手段の限界を知っているからこそ、災害ADRなど解決の提案ができる。

※ 他方で、弁護士は、被災者支援の一場面を担うべき存在に過ぎず、他士業などの専門家、行政、NPOなど、連携支援していくことの重要性を認識すべき。

# Q1 豪雨災害が発生。 弁護士会として、どう動くか。

【災害対策本部の設置について】～ 理事者直轄でスピード感を。

- ① 安否確認（他地区会の状況も）
- ② 特定の会員に負担が集中しないような工夫を（活動も費用も）
- ③ MLの活用、ルール作り（タイトル：例「求情報」「要協議」等）  
迅速化のため、意思決定のルールを。
- ④ 現場重視 ～ 先例にこだわらず、まずはやってみて修正。
- ⑤ 役割分担
  - 電話相談、出張相談
  - 情報収集（日弁連、弁連、法テラス）、講師派遣要請
  - 役割分担（行政・NPO・自治会窓口、復興まちづくり、ADR、裁判所、債務整理ガイドライン、アーカイブ（記録化）、広報、日当算定、メディア、土業連携など）

# 広島県災害復興支援士業連絡会

## 1 法律系

弁護士、司法書士、不動産鑑定士、税理士、行政書士、  
社会保険労務士、土地家屋調査士、中小企業診断士、  
海事代理士

## 2 技術系

技術士、建築士



## 3 福祉系

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

## 4 その他 法テラス広島（各種窓口となり、派遣の調整役などで大活躍）

+ J-RAT（災害時リハビリテーション協会）

## Q 2 相談対応への段取りは



ニーズの把握

- ① ボランティアセンター、避難所等への相談派遣
- ② ボランティア連絡調整会議などへの出席
- ③ 現地相談（土業連携も）
- ④ 電話相談（フリーダイヤル方式、折返し方式かどうか）
- ⑤ 行政窓口での相談

（法テラスとも連携：指定相談、巡回相談）

⇒ 待つだけではなく、提案型も。

ニーズがあるかどうかはやってみないと分からない。

☆ スピード感が重要。社会的インフラとしての認識を。



# VC・運営スタッフ派遣

H30.7.9 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議

H30.7.10~8.31

- ▶ 安芸区ボランティアセンター 183人
- ▶ 安佐北区ボランティアセンター 36人
- ▶ 南区ボランティアセンター 42人
- ▶ ボランティアセンター本部 40人

派遣延べ人数

301名

7月12日中国新聞朝刊



# 災害時の電話相談について

## 電話相談について

→ 回線、フリーダイヤルの準備（予め回線を確保しておくか）。  
部屋の確保。

- ① 担当者の確保（事前名簿制or 災害委員会+相談センター委員会など）
- ② 相談票の定型化（後日の分析等）
- ③ 日当支払いについて（日弁連、法テラスとも協議）
- ④ 他会への応援要請・転送について → 過去の事例。経験。情報収集分担。
- ⑤ 相談担当者の応援（書籍・質問ML、個別質問）
- ⑥ 地区会との調整
- ⑦ 他士業との調整（司法書士会などとの棲み分けなど）

これだけで開始できるか？

★ 広報が重要 ★

# 災害時の法律相談の広報活動

- **NHKや民放のテロップ**

非常に効果大きい。

依頼できる関係性を。（広報担当を決めるのも一つの方法）

- **地元新聞社、ラジオ局の協力を仰ぐ**

ただし、災害直後は混乱しているので、司法記者クラブへ投げ込むだけでは不十分。

個別にする連絡する努力も必要。ラジオ等では番組の枠を確保することも。

- **弁護士会による広報（チラシ、ニュースなど）**

ツイッターなど、個人でもSNS等で発信を（有益な情報はシェアしてもらいやすい）

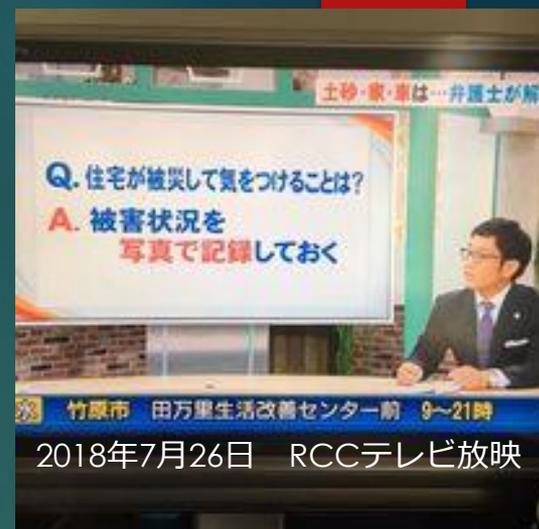
NPO等と連携した相談会の検討も。

- **自治体や地域との連携（協定の活用）**

各自治体から配布される「便り」に入れてもらう。

⇒ 回覧版はルールがあり、締切期限もあるので注意。

⇒ 自治体のHPはよく見られる。分かりやすい場所への掲示を依頼。



フェイスブックより抜粋（発災から5日後）

15:34

広島弁護士会、無料電話相談を始めました。

被災者の方々の不安解消に、少しでもお役に立てたならば嬉しいです。  
... もっと見る

## 弁護士による 豪雨災害 相談ダイヤル

広島の高雨災害により、お困りのこと（住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援、生活・事業に関することなど）がありましたら、なんでも弁護士にご相談下さい。

例えば、こんなご相談・・・

- 家の壁が壊れて自宅敷地に入ってきた。
- 借入ローンが支払えなくなった。
- 火災保険の補償があるのか。
- 電気設備の認定が予想よりも低く落っている。
- 借りていた家が土砂で潰され、損害賠償請求がされている。
- 借入金を支払ったら、生活保護が行われるか。

相談料無料（通話料はかかります）

土日祝日を含め毎日 12時～16時

☎082-502-0612

主催 広島弁護士会

👍👎🗨️ 174人      コメント 20件      シェア 494件

👍 いいね!      💬 コメントする      ➦ シェア

## 永野海弁護士 被災者 チェックリスト

hiroben.or.jp

**被災者支援者チェックリスト**

- 被災者支援者としての役割を把握する
- 被災者のニーズを把握する
- 被災者の生活状況を把握する
- 被災者の心理状態を把握する
- 被災者の法的ニーズを把握する
- 被災者の法的ニーズに応える
- 被災者の法的ニーズを伝える
- 被災者の法的ニーズを支援する
- 被災者の法的ニーズを解決する

**被災者の法的ニーズ**

- 住宅の被害
- 借金の被害
- 保険の被害
- 相続の被害
- 契約の被害
- 公的支援の被害
- 生活・事業に関する被害

**被災者の法的ニーズ**

- 住宅の被害
- 借金の被害
- 保険の被害
- 相続の被害
- 契約の被害
- 公的支援の被害
- 生活・事業に関する被害

**被災者の法的ニーズ**

- 住宅の被害
- 借金の被害
- 保険の被害
- 相続の被害
- 契約の被害
- 公的支援の被害
- 生活・事業に関する被害

**被災者の法的ニーズ**

- 住宅の被害
- 借金の被害
- 保険の被害
- 相続の被害
- 契約の被害
- 公的支援の被害
- 生活・事業に関する被害

**被災者の法的ニーズ**

- 住宅の被害
- 借金の被害
- 保険の被害
- 相続の被害
- 契約の被害
- 公的支援の被害
- 生活・事業に関する被害

**被災者の法的ニーズ**

- 住宅の被害
- 借金の被害
- 保険の被害
- 相続の被害
- 契約の被害
- 公的支援の被害
- 生活・事業に関する被害

**被災者の法的ニーズ**

- 住宅の被害
- 借金の被害
- 保険の被害
- 相続の被害
- 契約の被害
- 公的支援の被害
- 生活・事業に関する被害

点線に沿って切り取り、折れたところで平角から進行を

この被災者支援情報のチェックリスト集は、配布・複製の自由です。個人・団体のわずらわしさを積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に

👍👎🗨️ 164      コメント 4件      シェア 233件

フェイスブックより抜粋（2019年東日本水害…発災の翌日）

**今田 健太郎**  
2019年10月14日

【水害直後 弁護士からの10か条】～西日本豪雨の教訓を踏まえて

★ 全国の被災者の方々へお見舞い申し上げます。広島弁護士会の災害対策委員長を務めています。

★ 平成26年広島市豪雨災害、平成30年西日本豪雨災害と、二度にわたる大規模な水害を支援してきた弁護士として、『制度を知らないことで悔し涙を流すこととなった』多くの被災者の方々に代弁する、切なる願いです。

... もっと見る

855 コメント 228件 **シェア 1,312件**

いいね! コメントする シェア

2019.10.17

**春秋**

今田健太郎さん(43)が広島県広島市で弁護士事務所を開いたとき、ふるぎとは弁護士がゼロない一人だけの「ゼロワン地域」だった。相続などの心配があっても、お年寄りや障害者は速くに出かけられない。身近な相談者であるこの思いで市内で開業した。

▼それから11年。広島土砂災害と西日本豪雨の2度の災害を経験し、仕事のカタマリがなくなり、広島弁護士会をおして復興支援にかかわってきた。先日は東日本をおもった台風19号の被災者に向け「水害直後 弁護士からの10か条」を交流サイトで発信した。広島で「悔し涙を流すことになった」たさんの人を知るからだ。

▼たとえば、家の修理は「いそがず考えよう」と呼びかける。災害救済法の応急修理の制度は使うと原則、仮設住宅に入れないため。正しい情報を知らずにあとで悔やんだり、こまかい手続きに戸惑ったりしないように、大事なことをわかりやすく、10項目だけ。そのうえで「専門家をしてほしい」とアドバイスしている。

▼広島では過去の教訓をいかし、弁護士が被災者のもとに出向く仕組みもできた。こんな制度がある一方で、一方的に流すだけでは、弁護士なら個別の事情に応じて相談のれる。かつてのゼロワン地域でいまでも被災者の相談をうける今田さんは、10か条をこう締めくくる。「生活再建はさまざま! まずはお体を大切に」

新聞

2020.7.6 熊本日日新聞朝刊

2018年の西日本豪雨の被災者支援を続ける広島県災害復興支援事業連絡会長の今田健太郎弁護士(43)「広島弁護士会」は教訓に基づき、被災直後に住長が注意すべき10か条を発信している。

強く訴えるのは土砂撤去で無理をしないこと。細菌などを恐れもあらず、「災害関連死のリスクを高める」と注意喚起する。

**「水害直後 弁護士からの10か条」**

1. 土砂撤去で無理をしないで
2. 通帳や権利証を紛失しても大丈夫
3. 書き留めたら、自宅の写真撮影を
4. 修理は決める前に、行政窓口で相談を
5. お金を払う前に、行政窓口で相談を
6. 保険の内容を確認しよう
7. 敷地内の物の処分や撤去は慌てずに
8. 収入のめどが立たない方々へは支援制度
9. 税金、医療費の減免や、教育の補助等あり
10. 必ずや生活再建はできる

（大塚秀紀）

**土砂撤去「無理しないで」**  
西日本豪雨経験の弁護士 被災者に10か条

通帳や権利証を紛失しても財産はなくなり、心配の必要はないという。保険内容の確認も勧め。最近は大水災補償付きの火災保険も多く、証券をよこしても請求できる。被害に見合う額証明書の発行が受けられるよう、自宅を複数の角度から写真撮影することも重要。災害救済法の応急修理制度を使うと原則、仮設住宅に入居できなくとも、土砂撤去や修繕には公的支援あり、お金を払う前に行政に相談をと呼び掛ける。

税金や医療費、教育費など天機災害では多岐にわたる支援が受けられる。収入面でも雇用保険や雇用主側の支援制度がある。今田弁護士は「途方に暮れている人が大多数と思うが、生活再建は必ずできると強調した」。

TV

**くらし☆解説「大雨災害 被災直後の心得10か条」**

[NHK総合1・東京] 2020年07月08日 午前10:15 - 午前10:25 (10分)

くらし☆解説

相次ぐ大雨による被害。もし自宅が被災した場合、どのようなことを心がけて、どのような対応をとればよいのか。災害直後の注意点について、専門家の指摘を交えて考えます。

エピソードへ

出演者ほか  
【出演】【NHK解説委員】清永聡、【キャスター】岩淵梢

NHKラジオ HPより抜粋

あさイチ 9:16

「災害リバースモーグージ」の問い合わせ先  
住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル  
電話 0120-086-353

2019.12.16  
NHKあさイチ  
映像

市水道局C

1) 3642, 0800(2) (0911) (0911) 12 日 天 中 止

# 16日に被災者向け無料相談会

西日本豪雨の被災者を対象にした無料の相談会が16日、坂町小屋浦の西昭寺である。公的な支援制度や受け取れるお金、適切な修繕方法などについて、専門家が助言する。

も学ん 島カス 島真由 自分の てほし 5年か この9 を用、

弁護士や建築士、**工務店関係**

言 助 士 建 築 士 ・ 弁 護 士 が 助 言

午後4時〜5時半。事前の申し込みは不要。被災地支援をするNPO法人やボランティア団体でつくる「震災がつなく全国ネットワーク」（名古屋市）の提案を受け、地元の小屋浦地区住民福祉協議会が開催。県災害復興支援士業連絡会（事務局・日本司法支援センター広島地方事務所II法テラス広島）などが協力する。

問い合わせは、震災がつなく全国ネットワーク頼政良太さん ☎0800(42228)9305。

座席ガバ	12日午後6時現在	行先	社名	便	発時	1415161
＜広島空港発＞		札幌	全日	1271	8:00	金土日
			全日	3403	10:50	〇△〇〇

中国新聞 平成30年9月13日朝刊  
NPOと連携した相談会の記事掲載

## 広島の例：安芸区役所・相談担当派遣

H30.7.7 豪雨災害発生

H30.7.12 広島市危機管理課から架電  
2時間後に相談員派遣開始

H30.7.12～8.31 毎日派遣

H30.9.1～9.14 平日派遣

弁護士・司法書士・行政書士が対応

派遣延べ人数

224名

相談対応件数 1000件以上

# ポイント

- ・ 行政窓口＝被災者に近いところでの相談
- ・ 行政と二人一組の相談対応
  - ＝被災者が抱えている問題は一つではない
  - ＝良好な役割分担
- ・ 被災者の満足

家に土砂「撤去費は誰が…」被災各地で無料の

2018年8月2日22時38分

朝日新聞デジタル2018年8月2日



# 広島都市圏

## 仮設住宅入居者に 弁護士ら聞き取り

### 坂「災害公営」に課題

西日本豪雨から1年半余りとなり、被災地で被災者のメンタルケアを続ける精神対話士と広島弁護士会災害対策委員会のメンバー2人が14日、坂町平成ケ浜の仮設住宅で暮らす被災者の現状を調査した。豪雨災害で自宅を失い、自力再建できない被災者のために町が整備する災害公営住宅を巡る課題などを確認した。

メンタルケア協会(東京)が認定する精神対話士で、町地域支え合いセンターと連携しボランティアで被災地を巡回している広岡圭一郎さん(54)と、同委員会長の今田健太郎弁護士(43)たちが仮設住宅を訪問。住宅内にある談話室で入居者から話を聞いた。

3月末に完成予定の災害公営住宅の入居を申し込んだ

だ60代男性は「町が入居条件とする連帯保証人2人を見つけれられるか心配」と吐露した。母親と年金を頼り



仮設住宅の入居者(手前左)の話に耳を傾ける広岡さん(奥左)や今田弁護士(手前右)たち

に暮らす。「入居できたとしても家賃が必要となる。生活がどうなることか」と不安そうに話した。

同センターによると、災害公営住宅を巡っては連帯保証人に加え、家賃3カ月分の敷金など入居条件に悩む声が複数あるという。広岡さんは「連帯保証人を確保できるかと不安な日々を過ごす被災者は少なくなく、大きなストレスにつながっている。ハードルが高すぎるのでは」と話す。

災害公営住宅の入居条件について、連帯保証人や敷金を免除する方針の自治体があり、自治体間で差が生じている。今田弁護士は「被災者の実態を踏まえ判断するなど柔軟な対応を行政に要請していきたい」としている。

(瀧池尚)

他士業と連携

災害前から、生活上の問題を抱えていた被災者



災害によって顕在化



弁護士と精神対話士とで話を聞くことで、メンタルだけでなく、生活再建支援を図ることも出来る

# Q3 災害時における相談の特徴は？

原則として、日頃使っている法律に基づいてアドバイスをする。

★ 留意点：その場で即回答が出来ない場合が多い。

⇒ 立法事実を集めて、法令改正や運用改善の声を。

① 不可抗力による修正がありうる。

⇒ 直ちに解決に結びつかないケースも。災害ADR等の活用

② 情報提供（各種支援制度など）の割合が多い。

⇒ 法的紛争性がなくとも、被災者支援の観点から重要。

③ 公的支援の内容によって修正される場合もある。

⇒ 刻々と変化するので、HPなどを確認する。

## ● 豪雨被害による主な相談項目の種類

- ① 土砂や廃棄物の撤去（妨害排除・妨害予防請求を含む）
- ② 工作物責任等に基づく損害賠償請求
- ③ 賃貸借契約など、契約上の危険負担など

★ いずれも、不可抗力による修正の余地がある

★ なお、り災証明の認定を含め、「どうしたらよいか分からない」という、何らかの情報提供を求めているケースも多い。

☆ 主な法律問題についての詳細な解説は、別紙エクセルの一覧表をご覧ください。

## Q4 Aさんの自宅の敷地は、河川の増水による堤防の決壊により、土砂で埋もれた。土砂の撤去はどうしたらよいか。

※ 撤去する前に、写真を撮影して保管しておく。



### 1 自力で土砂を撤去することは、できるだけ控える。

- ① 土砂は細菌を含んでいるため、健康被害のおそれがある
- ② 猛暑での作業は、熱中症リスクを誘発する  
(西日本豪雨においても、災害関連死を多数招来した)
- ③ 特に、高齢者、既往症のある方は注意。

### 2 ボランティアによる撤去作業を待つ。

⇒ ボランティアセンターなどへ問い合わせを。

- ① 自宅は優先度が高いが、田畑などは後回しとなる可能性。
- ② コロナ禍においては、確保が難しいかもしれない。

※ 各自治体のHPを確認しながら、アドバイスをもらう。

### 3 災害救助法（適用地域に注意）

#### ●災害救助法施行令

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

二号 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

→ 具体的には、**災害救助事務取扱要領** に定めがある。

→ ただし、原則として、民有地内は撤去しない。

### 4 各市町の独自の上乗せ支援策

（例：広島市。平成26年8月の経験から、平成30年豪雨でも私有地の土砂を撤去）

→ 行政ごとの不均衡。早くから、各自治体にも申し入れを。

### 5 廃棄物処理法による費用償還

→ 災害ゴミについての処理が規定されている。

→ 事務管理に基づく費用償還の方法も規定されているが、自治体の運用にもよる。

### 6 流入元に対する所有権に基づく妨害排除請求等（判明している場合）

現実的には難しい場合も多く、制限される場合あり → 調停、災害ADRなど。



## Q5 豪雨災害によって、地盤がゆるんでおり、隣地の崖から土砂が崩れてきそうです。予防工事を請求できますか。

※ 所有権に基づく妨害予防請求権の行使を検討する。

ただし、不可抗力の場合には制限されるとの判例も存在するうえ、どのような工事を施工すべきか、それによってどの程度費用が発生するか、画一的に判断することが難しいケースも多い。

(参考判例 横浜地裁昭和61年2月21日判決)

4m下の低地所有者から高地所有者に対し、妨害予防請求として擁壁の改修を求めた事案について、土砂の崩落を予防することは原告（低地所有者）にとっても利益となり、費用も莫大であることから、相隣関係調整の見地から、共同の費用をもってこれを設置すべきものとするのが相当であるとして、低地所有者にも一定割合を負担させた事例

- ① 自治体に相談し、傾斜地等整備事業の補助金などの有無について確認。
- ② 民事調停、災害ADRなどの利用を促し、第三者を介して協議を行う。  
⇒ 広島の場合、土業連絡会のメンバーでもある技術士や建築士にも、専門員として現地調停（仲裁）に同席してもらい、技術面でのアドバイスを受けながら、双方の費用負担等を協議した例もある。

# 災害ADR 解決事例（西日本豪雨・広島）

No	開催地	事件名	請求の概要	期日
1	広島	妨害予防請求	相手方所有地の法面が崩れ市道が塞がれた。土砂は市が撤去したが、法面の崩壊が進み、法下にある申立人所有地建物に損害が及ぶおそれがある。相手方に法面の修復を求めたい。	4回
2	広島	補修費用(被)請求	相手方は申立人所有地の隣接に住居を所有しているが、災害で2年前に設置した境界ブロックが一部損壊した。相手方からより強固な塀を建設するよう求められている。費用負担について協議したい。	3回
3	広島	妨害排除請求	相手方所有地から申立人の父親所有の土地に土砂が流れ込み自宅に入るまでの通路が塞がれた。相手方が土砂撤去に応じないため業者を手配して自宅入口までスロープ階段を設置し水道管を修繕した。費用負担と安全確保の措置を求めたい。	3回
4	広島	土砂流出の再発防止交渉事件	相手方は所有する山林の擁壁補修工事を行い、又は、その補修工事費用の全部又は一部を負担の上、土砂流出の危険を除去、予防することを求めたい。	5回
5	広島	妨害排除・妨害予防等(被)請求	相手方から申立人が所有する崩れた石垣の修繕、土砂の撤去、再発防止策を講じることを求められている。土砂の撤去や石垣の修繕について市から説明があったので、それを基に相手方と石垣の修繕や土砂の撤去方法について協議したい。	5回
6	呉	持ち家・土地の買い取り申立	もとの居住場所には戻れないため、土地及び家屋を相手方に買い取ってもらい名義を変更してもらいたい。資力がない場合は、出せる限りの代金で買い取ってもらいたい。	1回
7	広島	建物賃貸借に関する問題	申立人(家主)と相手方(借家人)との間の建物賃貸借について話し合いたい。	2回
8	東広島	治療費等請求	相手方は申立人宅の土砂撤去を行っている会社。相手方の社員の過失により枕木が跳ね上がって申立人は転倒し、手首、大腿骨を骨折した。相手方に、申立人の治療費等の一部として20万円を支払ってほしい。	1回
9	広島	土砂流出の再発防止交渉事件	相手方は所有する山林の擁壁補修工事を行い、又は、その補修工事費用の全部又は一部を負担の上、土砂流出の危険を除去、予防することを求めたい。	5回
10	東広島	損害賠償(被)請求	申立人(森林組合)所有地から相手方へ土砂が流入し、損害賠償を請求されている。土砂の流入による撤去費用等で生じた費用分担の割合を決めたい。	4回

西日本豪雨のトラブル裁判外手続き

# 災害ADRで和解進む

西日本豪雨で生じたさまざまなトラブルを解決する広島弁護士会の裁判外紛争解決手続き「災害ADR」が成果を上げている。2018年8月の受け付け開始から4カ月で25件の申し立てがあり、これまでに6件で和解が成立した。当事者からは「裁判ほど時間と費用がかからず、互いが納得して解決できた」との声が上がっている。

(小笠原芳)



崩壊し、埋壊車が道幅制限の狭くなった川口橋脚さん。周囲の上は指定がある

## 広島弁護士会 6件成立

「これですっきりした気持ちで新年を迎えることができる」。広島市佐伯区の横原博さん(69)は18年12月27日、皇守の崩壊した斜面を乗り越えたこの6日朝ADRで斜面の所有者兼補修工事に関する和解が成立していた。今は年末の完成に向け工事が進む。自宅は高さ約16メートルの斜面の上に立つが、18年7月6、7日の大雨で斜面は頂上付近から掘削機にわたって崩れた。「また雨が降って崩壊がはげれば自宅も崩れ落ちてしまう」。不安が募ったが、自分では解決ができず町内会に相談。「弁護士に聞いてみたい」と助言され、弁護士に連絡するとADRを紹介された。その後、ADRで斜面

クリック

災害ADR 裁判所を通さずに時間と費用をかけるに解決を目指す制度。広島弁護士会では電話やファクスで受け付け、弁護士が申請して内容を聞き取って書面を作り、相手方に送付。相手方が応じた場合は、希望に応じて相手方にも別の弁護士が付けて書面で主張し合う。双方の希望を聞いて話し合いの場を設け、第三者の弁護士が解決案を提示。和解できる一致点を探る。通常は申し立てに手数料1万800円が必要だが、案件関連は無料。和解成立時の手数料は通常半額程度にする。和解が不成立の場合、費用は発生しない。

の所有者に補修を求める申請書と費用を提出する。必要に応じて和解が成立した。横原さんは「裁判だったら、もっとお金も時間もかかっていただ。法律家の支援を受けながら互いが納得する着地点を見いだせた」と喜ぶ。後の4回目の期日に双方が

### 電話法律相談に884件

#### 土砂流入を 近隣問題目立つ

西日本豪雨の発生後、広島弁護士会が被災者向けに設けた無料の電話法律相談で2018年12月7日まで884件の相談が寄せられた。土砂の流入を近隣住民との間に生じたトラブルが4割以上を占めたとい

18年8月9日、11日は25件の申し立てがあり、14件で相手方が話し合いに応じた。災害壊れた橋や石垣の修繕や、浸水に備えの立ち退きを通じて自治市や東広島市などで計11件の和解が成立。初期の期日で終わった案件もあった。ADRを自ら受ける被災者には「被害者」に一日も早く平穏な日常を取り戻してもらいたい。利用しやすい制度を目指した。引き続き制度の活用を呼びかけたい」と話す。問い合わせは同センター(082-225-1600)。今年7月1日から受け付ける。

う。同会は「8月1日に入っても土砂などの流入が進んでいなかったところがある」としている。こうした相談の例は、尾道市(76.3%)や東広島市(50.0%)で特に多かった。一方、福山市では被災した賃貸借の建物の家賃支払いや立ち退きを巡る相談が37.7%と最多。

## Q6 豪雨災害によって、自宅のブロック塀が流失し、隣家の壁を損傷した際の責任は？

原則：工作物責任による賠償請求（民法717条）

⇒ 「瑕疵」：通常有する安全性を備えているかどうか  
（国などの管理にかかるものであれば、国賠法2条「営造物」）

占有者：過失がないことを立証すれば責任を免れる。

所有者：無過失責任による賠償義務を負う。

ただし、不可抗力の場合には、この限りではない。



# 豪雨災害における「不可抗力」とは。

過去に例がないような豪雨であることが前提

※ 地震を含め、自然災害が大規模化しており、予見可能性のレベルは上がっている。

1時間あたりの雨量、72時間以内の総雨量などから、当該地域において極めて稀と言えるか。

⇒ 数年に1回くる程度の豪雨では、不可抗力とならない可能性も。

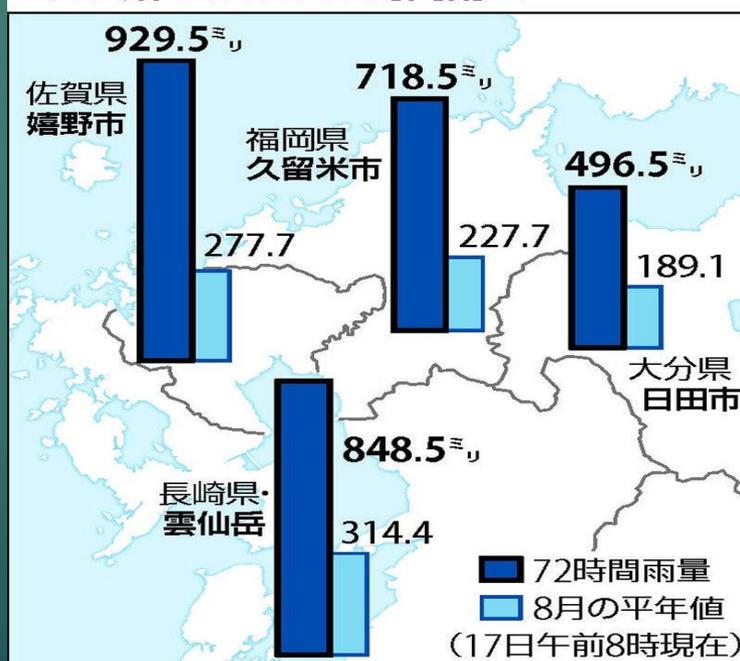
⇒ 地域防災計画や、ハザードマップなども参考に。

## 雨の降り方と強さ

出典：気象庁サイトなど

やや強い雨	1時間に <b>10~20mm</b>		ザーザーと降り、地面一面に水たまりができる。 長く降り続くときは注意が必要。
強い雨	1時間に <b>20~30mm</b>		どしゃ降り、傘をさしていてもぬれてしまう。側溝や小さな河川があふれることがある。
激しい雨	1時間に <b>30~50mm</b>		バケツをひっくり返したように降る。山崩れや崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難準備が必要。
非常に激しい雨	1時間に <b>50~80mm</b>		滝のように降り、傘が全く役に立たず、先が見えない。中小河川がはん蓋し土砂災害が発生する可能性が高くなる
猛烈な雨	1時間に <b>80mm以上</b>		息苦しくなるような圧迫感がある。大規模な災害が発生する恐れが強く厳重な警戒が必要

## 降り始めからの72時間雨量



## 参考：過去の台風被害

1位	富士山	91.0 <small>メートル</small>	1966年9月25日
2位	富士山	86.0 <small>メートル</small>	69年8月5日
3位	宮古島	85.3 <small>メートル</small>	66年9月5日
4位	室戸岬	84.5 <small>メートル</small>	61年9月16日
5位	与那国島	81.1 <small>メートル</small>	2015年9月28日
6位	宮古島	79.8 <small>メートル</small>	1968年9月22日
7位	富士山	79.0 <small>メートル</small>	71年1月18日
8位	名瀬	78.9 <small>メートル</small>	70年8月13日
9位	富士山	78.5 <small>メートル</small>	66年9月24日
10位	宮古島	78.0 <small>メートル</small>	68年9月23日

(琉球新報の記事より)

風速85.3メートルは時速に換算すると307キロで、日本一速いとされる新幹線「はやぶさ」の最高速に迫る。ちなみに歴代1位は1966年9月25日の富士山で、風速91.0メートル。

もう1回は、2015年9月28日の台風21号。与那国島で瞬間最大風速81.1メートルが記録されており、こちらは観測史上4位。住宅の被害は322戸(全壊10戸)、電柱40本以上が折れ、農作物を合わせた被害額は1億円を超え、固定電話の不通も長いこと続いた。

⇒ 風速50m～60m/s クラスになると、状況次第で、不可抗力となりうるか。





## Q7 豪雨災害における工作物責任の有無は、 どのような要素を考慮する必要がありますか。

- 台風被害に関するものはいくつか裁判例があるが、豪雨災害による工作物責任の判例は、それほど多くはない。

⇒ 通常有する安全性を備えていたといえるかどうか。

その基準は、社会通念に照らすことになる。

- ① 予見可能性があったと言えるか（不可抗力との関係）  
～ ハザードマップや、過去の同種被害なども参考に
- ② 予見しうる結果の重大性に対し、相応の結果回避の措置が講じられていたか否か
- ③ 結果回避の方策を講じなかったことが、物理的な面や費用面に照らして困難とは言えないかどうか。
- ④ 周辺地域において、同種の被害が生じているかどうか

## (参考) 裁判例について

- 伊勢湾台風（昭和34年）のときに過去にない高潮が発生し、堤防が決壊して人が亡くなりましたが、このときは不可抗力であると判断された（名古屋地裁昭和37年10月12日判決）。
- 飛騨川バス転落事故（豪雨災害によって、土石流が国道に流れ込み、観光バスが飛騨川に転落したため、103名の死者が発生させたという事案）のときに、裁判所は、国道（工作物）の瑕疵による割合を6割、土石流（自然災害、不可抗力）を4割として、国に6割の賠償を認めた（名古屋地裁昭和48年3月30日判決）。

⇒ 営造物責任であっても、裁判所の判断は事案ごとに異なるものであり、ましてや、個人間同士の紛争となると、損害や因果関係の立証も難しいという、被災者でありながら過度の負担を抱えることになりかねない。

※ 災害ADRなどによって、第三者を入れた紛争解決の枠組みを。

Q8 顧問先の会社が川沿いで工場を稼働していましたが、豪雨による浸水被害に遭遇し、油槽設備が損壊して油が流出し、近隣住民の住宅や自動車に損害を発生させた場合、事業者は責任を負いますか。

(検討項目)

① 地域防災計画等において、浸水の危険があると報告されているような場所においては、特に、浸水被害を想定したうえで、安全防止策を講じておく必要がある。

② 特に、油や有害物質など、いったん流失した場合にダメージが多い物質を扱う業者であれば（被害結果の重大性）、老朽化のチェックや緊急停止装置などの設備の検討がマストであると思われる。

⇒ 工作物責任の構成であった場合、瑕疵＝通常有すべき安全性については、社会通念に照らし、事業者として高い水準が求められる可能性は大きい。

**Q9** 集中豪雨によって、川が氾濫し、旅館内部まで浸水したため、旅館内に宿泊していた客が足をとられて、旅館内のトイレで転倒して負傷した場合、旅館経営者は、賠償責任を負担しますか。

● 検討項目

事業者は、宿泊約款によって、本来的な債務の提供（部屋の確保や食事の提供）のほか、安全確保のための信義則上の安全配慮義務を負っている。

⇒ 裁判例では、「泥水が浸水したあとのトイレの清掃管理につき、転倒事故などが起こらないよう、泥水を除去する、あるいは、立ち入りを控えてもらうような掲示をするといった安全配慮義務を怠ったものとして、一定額の賠償を認めた。

【補足】避難誘導が適切でなかった場合には、賠償が認められるケースが多い。

**安全配慮義務違反としての債務不履行責任**

- ① 大震災における津波からの避難
- ② 海辺での野外音楽フェスティバルにおける高潮、落雷等からの避難。
- ③ 豪雨災害における要介護者の避難誘導など、介護事業所の責任問題など。

気象情報をよく確認するとともに、避難路の確保など、予め策定を。

ラフティング、沢登りなどのイベント開催の判断等。

## Q10 (賃貸借) 賃借物件が台風被害によって浸水した場合、賃料を支払う必要がありますか。

### ● 全部滅失の場合

- ⇒ 建物自体が流されたり、あるいは、全体の水没によって、経済的滅失した場合、賃貸借契約は当然終了（民616条の2）。  
よって、賃料の支払義務はない。

### ● 一部滅失の場合

- ⇒ まず、賃貸借契約書を確認（特約が優先）
- ⇒ 特に記載がない場合、民611条1項により、「賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される（当然減額）」（改正前民法は、「減額を請求できる」規程だったので、請求する必要があったが、実質的には大きな差違はないものと思われる。

※ 被災の調査など、一時的な使用制限については、賃借人の責によらないものであるため、その間の賃料は支払不要。

# Q11 アパートを借りていますが、豪雨災害による浸水で、畳が張り直しが必要となりました。どのように請求したらよいのでしょうか。

【原則】家主負担。不可抗力であっても修繕義務を負う。

この点、賃借人が特約によって負担することも許容されるが、契約条項の内容や慣習によって、特約の内容が有効となるかどうかは別途検討の余地あり。

ただし、修繕によっても居住困難な場合には、解除も可能。

2020年4月の民法改正前から存続している賃貸借契約については、従前の例による（更新を含む）が、2020年4月以降の賃貸借契約には、改正後民法の規定が適用される。

（改正607条の2）

① 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は、賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず修繕をしない場合、または、②急迫の事情がある場合には、賃借人は、自ら修繕できる。

※ 賃貸人は、修繕の内容や程度をめぐって争いとならないよう迅速に修繕すべき。

# 豪雨災害の支援活動について

- 支援活動の内容は幅広く、長期化する（土砂撤去、砂防事業、まちづくり）

⇒ だからこそ、各分野における専門家の協働支援が必要。

- (1) 土砂撤去の法制度の解説・・・自治体、弁護士
- (2) 災害関連死の防止・・・福祉職、J-RAT
- (3) 生活再建に関連する制度の説明・・・弁護士等法律専門家
- (4) 被災者間の紛争解決

例) 妨害物、工作物、崖くずれ、境界、賃貸借など

⇒ 災害ADR（弁護士、司法書士などに加え、技術系専門職）

- (5) 地域の復興まちづくり：防災、減災に向けた取り組みを含む

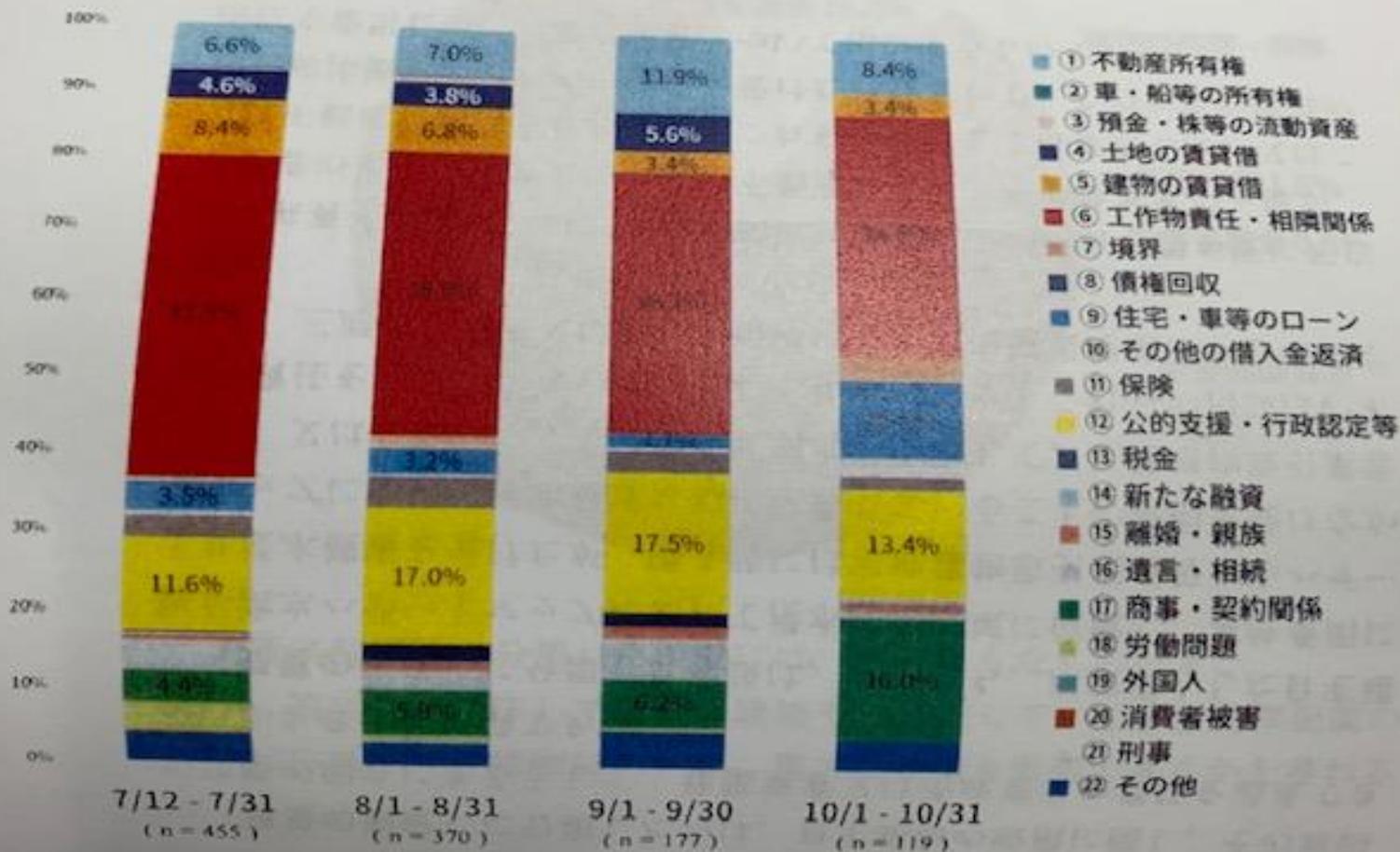
⇒ 弁護士や技術士、建築士など

※ 平成26年8月広島市豪雨、平成30年7月豪雨では、広島県災害復興支援士業連絡会が機能した。

事務局に、法テラス広島が参画している意義も大きい。

# 西日本豪雨における時期的変化（法律相談分析から）

- ⇒ 土砂の撤去には時間がかかることの情報提供を
- ⇒ 災害関連死の防止を



# 各種制度の期間延長について声を上げる

★ 水害においては、

- 土砂撤去
- 家屋の乾燥、地域の廃棄物撤去
- 地域の砂防事業の完成（レッドゾーンの解消）
- 住宅再建に向けての検討（再築、補修、災害公営住宅、新築、賃貸など）

といったように、生活再建のために時間を要する。

- ① 仮設住宅の期間延長：原則2年
- ② 応急修理の受付期間延長
- ③ 公費解体の期間延長
- ④ 被災者生活再建支援金（基礎、加算の延長要望）
- ⑤ 災害復興住宅融資等の期限延長

など、各種制度につき、早期に自治体を協議することによって、被災者に安心感を！

2018/12/21

# 公費解体の期限延長の要望書発出

広島弁護士会  
会長 前川 勇 雅

要 望 書

## 1 要望の趣旨

西日本豪雨の被災者が、被災した家屋を解体するか修繕するかを十分に検討できるよう、広島県内の各自治体において、公費解体の申請期限を柔軟に延長していただくよう求めます。

## 2 要望の理由

現在、西日本豪雨の被災者においては、ようやく土砂撤去が進み、自宅の再建等に向けて動き出し始めています。

そのような中、広島県においては、平成30年10月末から「広島県地域支え合いセンター」を通じての専門家派遣の事業を開始し、当会からも弁護士を派遣しておりますが、相談会では、生活再建、とりわけ被災した自宅に関する相談が被災者から数多く寄せられています。

この点、修繕等を希望する被災者に対しては、当会としても、法律専門家として、公的支援の情報提供や、各種貸付制度の紹介に努めていますが、被災者の中には、これらの情報を短時間で十分に理解することが難しい方も多く存在します。

こうした中、被災地の各自治体が示している、公費による家屋解体の申請期限が迫っています。

具体的には、平成30年12月12日時点において、広島県内において、災害救助法が適用された自治体のうち7市町が、本年12月28日を公費解体の申請期限としており、その地域の被災者は、自宅の取壊しという大きな決断を、本年中にしなければなりません。

そして、公費解体の申請期限が迫ってきている状況においては、自費での解体・撤去を怖れるあまり、修繕可能かどうかを慎重に判断する前に、駆け込みで公費解体の申請を余儀なくされるケースが、少なからず存在するものと危惧します。

したがって、被災者が、解体の要否について、十分に制度を理解し、検討できるだけの時間的猶予を設けることは、今後の復興に関して極めて重要な考慮要素といえます。

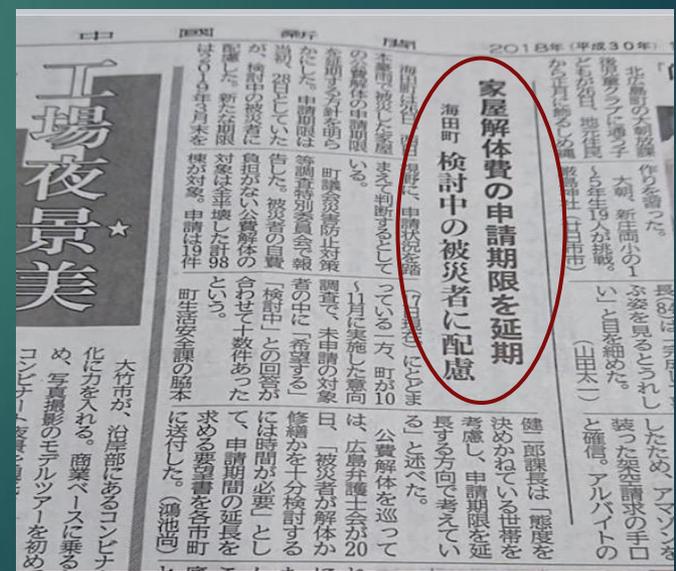
この点、一人でも多くの希望者が自宅に戻って生活することは、本来必要がない公的資金の公費解体への投入を避ける効果や、住民の流出による地域のコミュニティの喪失を回避することにも繋がりますし、現状、業者の手配がつかず、公費解体が進んでいない現場の事務の状況に鑑みれば、延長を認めたととしても、特段、行政事務上の混乱は生じないものと思料します。

記者会見  
報道



実現！

2018/12/27  
中国新聞朝刊





# 復興まちづくりを支援する

## 【弁護士会として出来ること】

- ① できるだけ技術系士業とともに、自治会（復興の会）にコンタクトする。
- ② 継続支援が必要となるので、弁護士会として応援する。
- ③ 行政とケンカしないために、クッション財となる弁護士・専門家の役割をしっかりと伝える。
- ④ 地元議員、地元選出国會議員とも協議。
- ⑤ 役員会などに出席して、顔の見える関係性を築く。
- ⑥ 勉強会の実施も有用  
（雑損控除、税務、相続、境界、土地収用など）
- ⑦ アンケートなどを実施し、地域の声として、復興まちづくりの要望を提出する。
- ⑧ メディア対応についても留意。
- ⑨ 防災集団移転促進事業だけでなく、自主移転事業のサポートも（宮城県丸森町など）
- ⑩ 地元商工会議所と連携をとり、グループ（なりわい）補助金や、各種補助制度の活用を。



# 平成26年8月広島市豪雨 新建自治会 支援

復興まちづくりビジョンの公表

	相談会・勉強会	復興まちづくり支援
1 1月1日		役員会への出席
1 1月2日		広島県の説明会
1 1月14日		広島市との意見交換会
1 2月上旬		アンケート調査
1 2月14日	用地買収勉強会	
1 2月26日		要望書作成補助
1 2月27日		市の説明会
1 2月28日		工参加
2月1日		市民の意見の集約
		広島市へ要望書の提出



復興まちづくりに関する勉強会  
 新建自治会集会所 ~  
 平成26年12月14日  
 広島市復興支援士  
 広島弁護士会 今田 隆  
 明について

弁護士による勉強会

住民の意見の集約

- 2 新建自治会 アンケート結果の整理について  
 (資料) アンケート結果集約表
- 3 広島市による復興ビジョンについての概要説明  
 (資料) 安佐南区における行政による説明会資料  
 可部東地区の復興ビジョンについての資料 (抜粋)
- 4 建物再建・土地収用に関する勉強会  
 (資料) 勉強会レジュメ
- 5 意見交換会

ご清業のこととお喜び申し上げます。

広島市へ  
 要望書の提出

市民の意見の集約

市民のアンケート  
 まちづくりビジョンに取り上げ  
 万象織り合わせの上、要望をかなえていただくことと



	相談会・勉強会	復興まちづくり支援
11月16日		自主防災勉強会（梅林学区全体）
12月7日	復興チャリティイベント（広島たすけ隊）	
12月10日		国・市からの説明会
12月15日		国・市からの説明会
1月17日		第1回自主防災対策会議（梅林学区全体）



8.20 広島市素雨土砂災害復興支援  
自主防災講座：地域住民の防災マップ作成事業  
第1回 梅林学区自主防災対策会議  
自主防災講座プログラム

広島土砂災害発生後、被災地の各町内会では、自主防災体制の強化が課題として挙げられ、警戒・避難対策や緊急時の連絡体制の確立、特に地域の防災マップ作成に取り組む必要性が叫ばれており、以下自主防災講座を開催することになりました。

【目的】  
自然災害から生命・身体・財産等を守るため、災害による被害を未然に防止し、最小限に軽減。自分の住む町の災害、危険性を知り、災害発生時の可能性がある時、また災害が発生した時に、ど動をとるか、事前にどのような場所へどのようなルートを通って避難すればよいかを地域で考え、知識や防災意識を高めていくことが目的である。  
特に、夜中の突然の豪雨に際し、命を守る行動をとるための防災マップを作成する。

【特色】  
本講座は、防災マップ作成の過程から地域住民が主体的に関わることを、その特色とした。単に行政や専門家によって作られた防災マップに従うのではなく、地域住民が主体的にその視点を取り入れた防災マップを作成することにより、緊急時に有効なマップ作りを実施します。

- 【期待される効果】
1. 町内会の自主防災体制の強化
  2. 地域住民の防災意識の向上
  3. 緊急時の適切な避難行動の実現

自主防災講座  
全6回



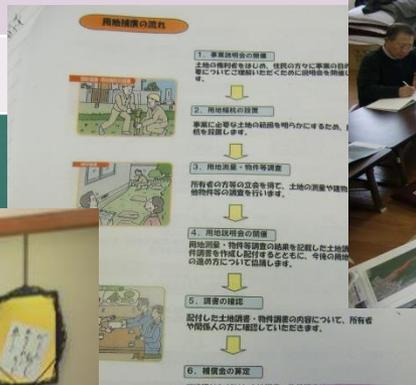
安全なまちづくり  
を自分たちの手で

相談会・勉強会		復興まちづくり支援
1月17日		広島市との意見交換会（阿武の里町内会）
1月24日		広島市との意見交換会（八木が丘町内会）
1月31日		広島市との意見交換会（山手町内会）
2月1日		広島市との意見交換会（八木住宅町内会）
2月7日	砂防ダムのための 買収に関する勉強	



復興まちづくり  
ビジョン

広島市による  
住民説明会



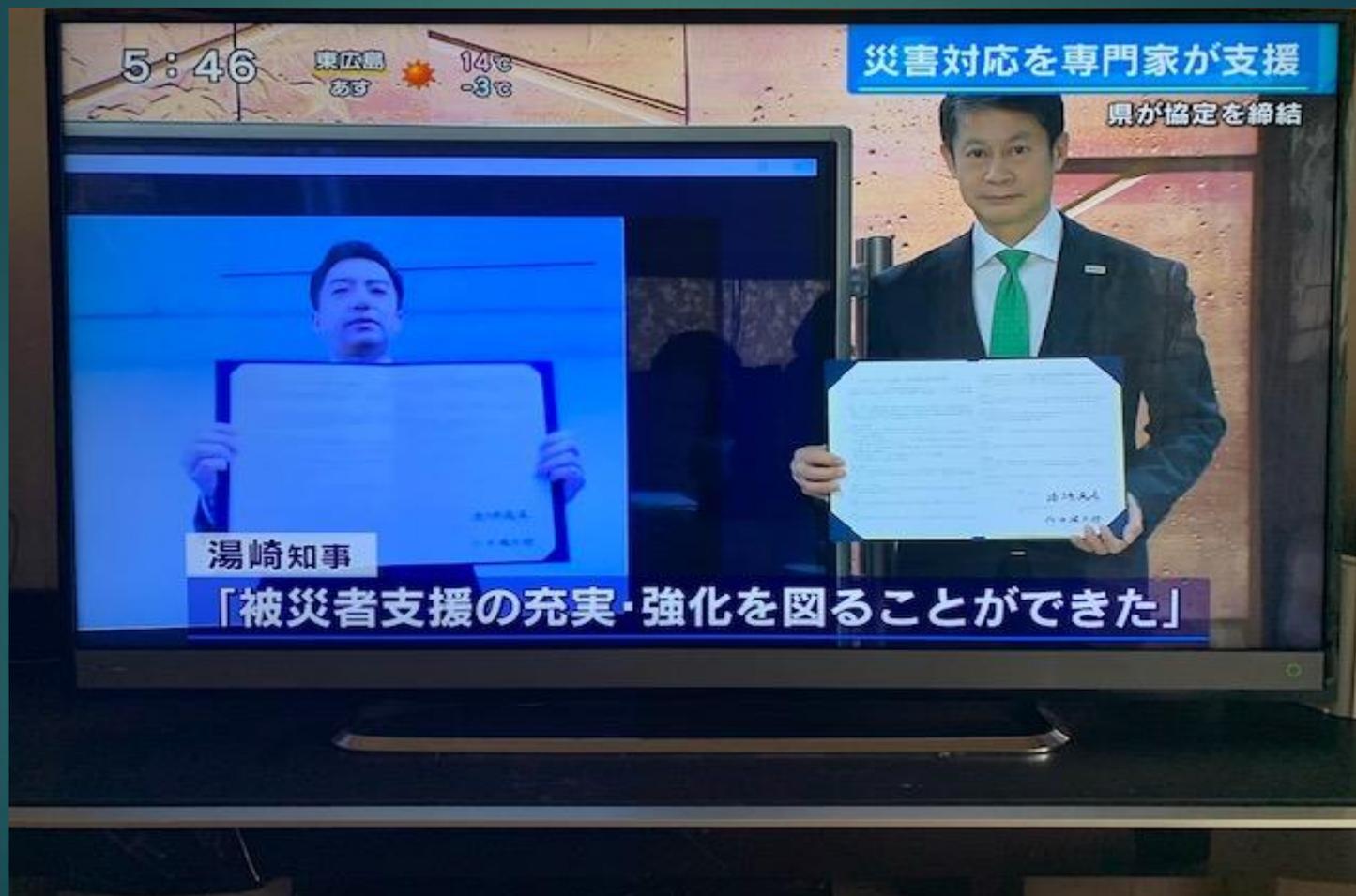
国交省による  
用地買収



弁護士による  
勉強会



# 2022年3月7日 広島県と士業連絡会とで協定締結



# 防災まちづくり・災害復興への 専門家派遣に関する協定

ここが  
ポイント

(令和4年3月1日 広島県災害復興支援士業連絡会)

## 全国先駆け

- 1 防災・減災の観点から専門家を活用する仕組みを構築
- 2 今後発生しうる、広島県内すべての地域での災害に適用
- 3 医療系も加わり、災害関連死を防止する取組みを推進

### 防災・減災の観点から専門家を活用する仕組みを構築

#### 協定第二条

- ① 被災者の心身の健康確保、生活再建に向けた相談対応（法律・福祉・技術）
- ② 防災・減災活動を支援するアドバイザー派遣（自主防災プログラム・ハザードマップ策定等）
- ③ 県内市町、社協、関係機関職員に対する防災・減災研修等への講師派遣
- ④ 災害復興まちづくり支援

相談対応

+

**防災・減災**  
の観点から専門家を活用

+

復興まちづくりに  
専門家のアドバイスを入れ、  
災害に強い地域社会を実現

### 今後発生しうる、広島県内すべての地域での災害に適用

今後災害が発生した場合、速やかに、広島県内のすべての地域に対し、専門家を派遣する仕組みが整ったことにより、生活再建や地域再生を後押しするモデルが構築された。



### 医療系も加わり、災害関連死を防止する取組みを推進

法律系・技術系・福祉系に加え、医療系の広島災害リハビリテーション推進協議会（広島JRAT）も参加。災害関連死を防止する取組みを推進する。

広島県  
災害復興支援  
士業連絡会

**全国一** 16団体が参加

**全国初** 医療系団体（広島JRAT）が参加

# おわりに

被災者支援は、無理をすると長続きしませんので、

明るく

楽しく

しつこく

進めていきましょう。

ご静聴ありがとうございました。